

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人光風福祉会（以下、法人という。）の定款第8条及び定款第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社会福祉法人光風福祉会の所在地を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35で定める報酬、会議出席日当・監査日当等の法人の運営に必要な業務執行の対価であって、その名称の如何を問わない。但し、法人の職員として業務を執行し、その対価として支払いを受ける職員給与は、本規程による報酬には含まれない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴う旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員及び評議員に報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員については、報酬等を支給する。
- 3 非常勤役員の報酬については、理事会及び評議員会の出席等、その都度支給することができる。
- 4 評議員の報酬については、定款第8条に定める金額の範囲内で、評議員会の出席等、その都度支給することができる。

(役員等の報酬)

第4条 役員に対する報酬等の額は、法人の経営状況等を算定の根拠とし、評議員会の決議を経て次の各号による報酬の区分に応じて支払うものとする。

- (1) 常勤の理事長の報酬は、別表1に定めるとおり
- (2) 常勤の理事長の賞与は、別表2に定めるとおり
- (3) 非常勤の理事長の報酬は、別表3に定めるとおり
- 2 理事長に対する報酬の額は、次の各号の要素を考慮して評議員会の決議を経て変更を行うことができる。

- (1) 勤続年数
- (2) 出勤日数
- (3) 業務執行状況
- (4) 法人の経営状況
- (5) その他

- (4) 常勤の役員の報酬は、別表1のとおり
- (5) 常勤の役員の賞与は、別表2のとおり
- (6) 非常勤の役員の報酬は、別表4に定めるとおり
- (7) 評議員の報酬は、別表4に定めるとおり
- (8) 監事の報酬は、別表5に定めるとおり

(支給日)

第5条 常勤役員の報酬等の支給日は、評議員会で定めるものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬は、出席の都度支給する。なお、理事長（※理事長が非常勤の場合）に対する報酬の支給時期等は、評議員会において別に定めるものとする。

(費用)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用について支払うものとする。

(公表)

第7条 この規程をもって、社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第21号による改正後の社会福祉法）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を得て、別途定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月1日から施行する。

この規程は令和 6年4月1日から施行する。

[別表] 役員の報酬基準

別表1 (常勤役員の報酬)

役職名 (勤務形態)	報酬の額
理事長 (常勤)	月額 700,000 円~1,500,000 円の範囲で評議員会の定める額
理事 (常勤)	職員給与規定に準ずる

別表2 (常勤役員の賞与)

役職名 (勤務形態)	報酬の額
理事長 (常勤)	職員給与規程に準ずる
理事 (常勤)	職員給与規程に準ずる

別表3 (非常勤役員の報酬)

役職名 (勤務形態)	報酬の額
理事長 (非常勤)	出勤1回につき 70,000~150,000 円の範囲で評議員会の定める額
理事 (非常勤)	会議出席以外は支給しない

別表4 (会議出席日当)

役職名	日当の額
理事	出席1回につき 5,000 円
監事	出席1回につき 5,000 円
評議員	出席1回につき 5,000 円

別表5 (監査日当)

役職名	日当の額
監事	出席1回につき 5,000 円